

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	一
○形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境対策課)	一
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(食と暮らしの安全推進課)	三
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農業振興課)	三
○家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策室)	三
○保安林の指定	(森林整備課)	三
○公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(デジタルみやぎ推進課)	四
○選挙管理委員会		
○政治団体の届出		四
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)		八
○資金管理団体の届出		九
○資金管理団体の届出事項の異動届		九
○資金管理団体の指定取消等の届出		九
○人事委員会		
○人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則		九

## 告 示

○宮城県告示第三百五十五号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号) 第一百二条の三第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

令和六年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定年月日
有限会社石井モータース	石井 昭彦	柴田郡川崎町大字前川字北原十 九番地の四	令和六年四月十九日

○宮城県告示第三百五十六号

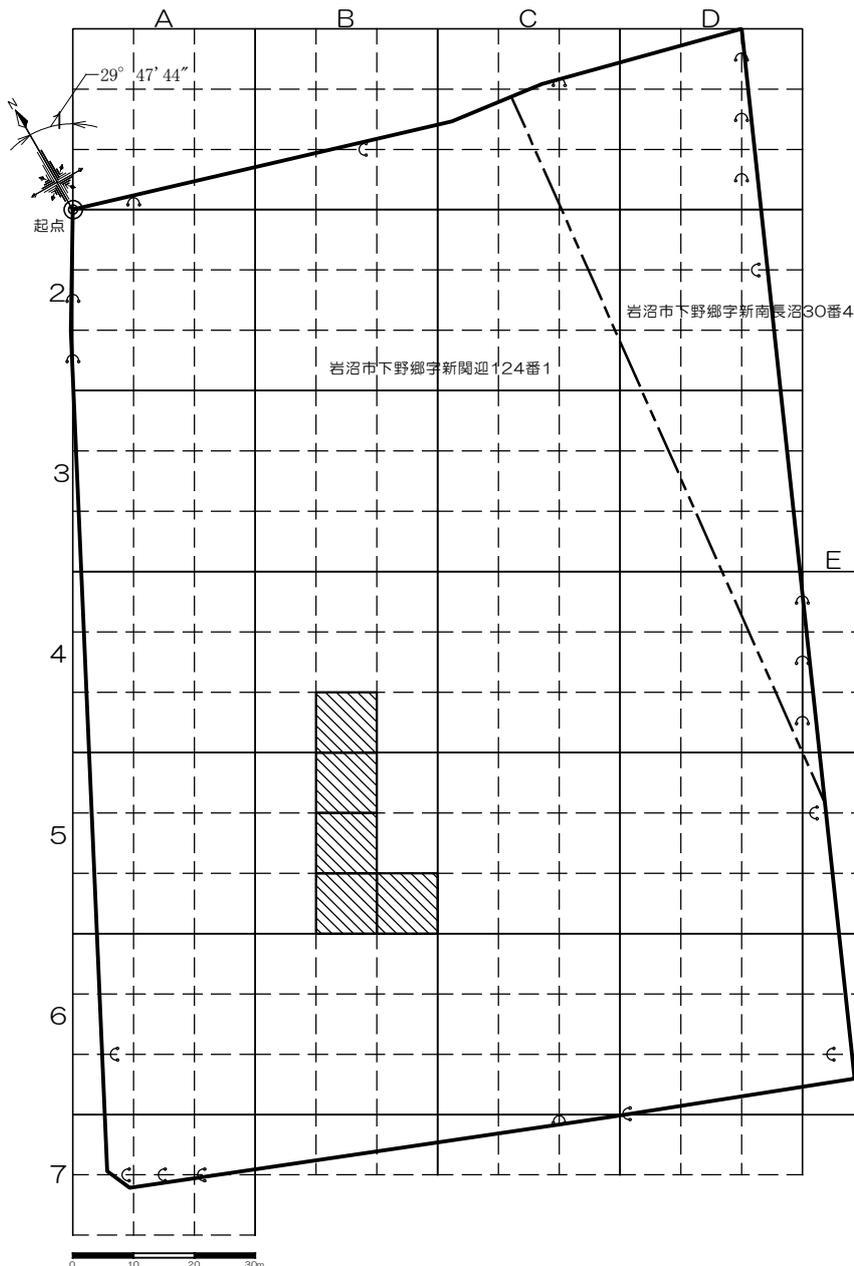
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和六年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

岩沼市下野郷字新関迎百二十四番一の一部とし、次の図のとおりとする。



**凡例**

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
- 単位区画 (10m格子)
- 30m格子
- 筆の境界線
- 調査対象地
- 統合区画

指定を解除する土地の面積  
形質変更時要届出区域：500m<sup>2</sup>

< 起点 >  
 起点は、岩沼市下野郷字新関迎124番1の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 29° 47' 44"  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

○宮城県告示第三百五十七号  
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。  
令和六年五月二十四日

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地  
主催者の名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号  
二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	開催年月日	会場名称（会場所在地）
研修	令和六年九月十日 令和六年十一月十日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）
講習	令和六年九月十日 令和六年十一月十日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和六年八月五日 令和六年十月二十一日	令和六年八月三十日 令和六年十一月十五日	令和六年九月二十日 令和六年十二月六日

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円  
2 業務従事者に対する講習 四千五百円  
○宮城県告示第三百五十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。  
令和六年五月二十四日

一 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 認可年月日  
令和六年五月二十四日

○宮城県告示第三百五十九号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。  
令和六年五月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類  
ヨーネ病  
二 畜種  
牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜 二頭

四 発生の場所又は区域  
登米市

五 発生年月日  
令和六年五月十三日

六 患畜の取扱い  
法令殺  
○宮城県告示第三百六十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和六年五月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市外畑四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、四九の二、五〇の二、五一、五二の一、五三、五四の一、五五の一、五六、六一の一、六二から六五まで、六六の一、六七の一、六八の一、七〇の二、七三から七五まで、九九の三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の五、一〇六、一〇七の一、一〇八、一三五から一四二まで、一四四から一四七まで

二 指定の目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度総合福祉システム改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和六年五月十五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城県総合福祉システム構築・保守等業務企業連合 代表構成員 富士通Japan株式会社 宮城・山形公共ビジネス部 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 契約金額 四千七百二十六万七千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

暁の会 小長根久雄 榊原 正晃 仙台市太白区茂庭台三二二八一一 令和六年四月十八日

西塚秀市後援会 西塚 秀市 西塚 秀市 岩沼市桜二一九一二 令和六年四月十七日

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

参政党宮城第一支部 渡部東一郎 会計責任者の氏名 平野 貴恵 遠藤 明 令和六年四月二十日

参政党宮城県支部連合会 ローレンス 会計責任者の氏名 佐野 誠 高橋 明子 令和六年四月二十日

自由民主党名取市支部 渡辺 武 主たる事務所の所在地 名取市大手町一 名取市大手町四 令和六年四月一日

自由民主党宮城県港湾支部 川俣 奨 代表者の氏名 川俣 奨 谷川 純一 令和六年四月一日

自由民主党宮城県と きわ支部	中村 知久	の 氏名	佐々木隆史	大柳 伸彦	令和六年 四月十六日	自由民主党宮城県と きわ支部	中村 知久	の 氏名	佐々木隆史	大柳 伸彦	令和六年 四月十六日
自由民主党迫支部	高橋 幸三	主たる事務 の所在地	登米市迫町北方 字二番江四二	登米市迫町北方 字金ヶ森一六一	令和六年 四月一日	自由民主党迫支部	高橋 幸三	主たる事務 の所在地	登米市迫町北方 字二番江四二	登米市迫町北方 字金ヶ森一六一	令和六年 四月一日
自由民主党若柳支部	瀬戸健治郎	の 氏名	高橋 幸三	伊藤 良雄	令和六年 三月三十一日	自由民主党若柳支部	瀬戸健治郎	の 氏名	高橋 幸三	伊藤 良雄	令和六年 三月三十一日
日本維新の会衆議院 宮城県第2選挙区支 部	早坂 敦	の 氏名	早坂 敦	常澤 正史	令和六年 四月一日	日本維新の会衆議院 宮城県第2選挙区支 部	早坂 敦	の 氏名	早坂 敦	常澤 正史	令和六年 四月一日
日本維新の会衆議院 宮城県第4選挙区支 部	佐藤 雄一	の 氏名	佐藤 雄一	佐藤 秀子	令和六年 四月十五日	日本維新の会衆議院 宮城県第4選挙区支 部	佐藤 雄一	の 氏名	佐藤 雄一	佐藤 秀子	令和六年 四月十五日
日本維新の会衆議院 宮城県第5選挙区支 部	境 恒春	の 氏名	境 恒春	愛甲 香純	令和六年 四月一日	日本維新の会衆議院 宮城県第5選挙区支 部	境 恒春	の 氏名	境 恒春	愛甲 香純	令和六年 四月一日
(二) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	代表 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日					
あべひでた後援会	阿部 秀太	の 氏名	阿部 秀太	木村 裕幸	令和六年 三月二十四日	あべひでた後援会	阿部 秀太	の 氏名	阿部 秀太	木村 裕幸	令和六年 三月二十四日
あべまささを囲む会	阿部 眞喜	の 氏名	阿部 眞喜	宮内 弘晶	令和六年 四月一日	あべまささを囲む会	阿部 眞喜	の 氏名	阿部 眞喜	宮内 弘晶	令和六年 四月一日
いのち芽吹く石巻の 会	佐々木マリ	主たる事務 の所在地	石巻市開北一 五一一	石巻市開北四 七二五	令和四年 七月一日	いのち芽吹く石巻の 会	佐々木マリ	主たる事務 の所在地	石巻市開北一 五一一	石巻市開北四 七二五	令和四年 七月一日
岩佐たか子後援会	岩佐 孝子	の 氏名	岩佐 孝子	岩佐 恭悦	令和六年 三月二十二日	岩佐たか子後援会	岩佐 孝子	の 氏名	岩佐 孝子	岩佐 恭悦	令和六年 三月二十二日
おおうち卓也後援会	大内 卓也	の 氏名	大内 卓也	渡辺 誠	令和六年 三月二十五日	おおうち卓也後援会	大内 卓也	の 氏名	大内 卓也	渡辺 誠	令和六年 三月二十五日
カクダミライ	齋藤 克敏	政治団体の 名称	カクダミライ	齋藤克敏後援会	令和六年 三月二十八日	カクダミライ	齋藤 克敏	政治団体の 名称	カクダミライ	齋藤克敏後援会	令和六年 三月二十八日
柏 佑賢	の 氏名	柏 佑賢	佐藤 公一	令和五年 三月三日	柏 佑賢	の 氏名	柏 佑賢	佐藤 公一	令和五年 三月三日		
熊谷まさひろ後援会	熊谷 雅裕	主たる事務 の所在地	気仙沼市高井二 一五	気仙沼市浦の浜 五六二	令和四年 五月三日	熊谷まさひろ後援会	熊谷 雅裕	主たる事務 の所在地	気仙沼市高井二 一五	気仙沼市浦の浜 五六二	令和四年 五月三日
公明党を励ます宮城 県民の会	石橋 信勝	の 氏名	石橋 信勝	杉岡 広明	令和六年 四月十二日	公明党を励ます宮城 県民の会	石橋 信勝	の 氏名	石橋 信勝	杉岡 広明	令和六年 四月十二日
後藤咲子とたねまく 会	後藤 咲子	主たる事務 の所在地	仙台市泉区南光 台東一〇二二二 六	仙台市泉区泉中 央四二二二二	令和六年 四月九日	後藤咲子とたねまく 会	後藤 咲子	主たる事務 の所在地	仙台市泉区南光 台東一〇二二二 六	仙台市泉区泉中 央四二二二二	令和六年 四月九日
佐久間よろう後援 会	大野 四郎	の 氏名	佐久間清子	水戸 春一	令和六年 四月七日	佐久間よろう後援 会	大野 四郎	の 氏名	佐久間清子	水戸 春一	令和六年 四月七日
さくらい政文後援会	三浦 亨子	の 氏名	三浦 亨子	大山 金雄	令和六年 三月二十四日	さくらい政文後援会	三浦 亨子	の 氏名	三浦 亨子	大山 金雄	令和六年 三月二十四日
さこ道子後援会	山田 裕	の 氏名	小野 敏郎	白塚 佳史	令和六年 三月一日	さこ道子後援会	山田 裕	の 氏名	小野 敏郎	白塚 佳史	令和六年 三月一日
佐藤さとる後援会	川村 幸雄	の 氏名	川村 幸雄	鹿野 裕	令和六年 一月二十日	佐藤さとる後援会	川村 幸雄	の 氏名	川村 幸雄	鹿野 裕	令和六年 一月二十日
佐藤雄一と石巻市の 未来を作る会	佐藤 雄一	の 氏名	佐藤 雄一	佐藤 秀子	令和六年 四月十五日	佐藤雄一と石巻市の 未来を作る会	佐藤 雄一	の 氏名	佐藤 雄一	佐藤 秀子	令和六年 四月十五日
塩釜歯科医師連盟	佐々木 優	の 氏名	菊地 伸行	大野 宗賢	令和五年 十二月三十一日	塩釜歯科医師連盟	佐々木 優	の 氏名	菊地 伸行	大野 宗賢	令和五年 十二月三十一日
春信の会	境 恒春	の 氏名	境 恒春	愛甲 香純	令和六年 四月一日	春信の会	境 恒春	の 氏名	境 恒春	愛甲 香純	令和六年 四月一日
高橋すすむ後援会	高橋 将	の 氏名	高橋 愛	高橋 将	令和六年 四月一日	高橋すすむ後援会	高橋 将	の 氏名	高橋 愛	高橋 将	令和六年 四月一日
土見大介後援会	土見 大介	主たる事務 の所在地	塩竈市藤倉一 二二〇	塩竈市後楽町一 二一一	令和六年 三月八日	土見大介後援会	土見 大介	主たる事務 の所在地	塩竈市藤倉一 二二〇	塩竈市後楽町一 二一一	令和六年 三月八日
てらしま雅子後援会	加藤 治	主たる事務 の所在地	名取市美田園三 一五一九	名取市美田園七 一八八六	令和六年 二月一日	てらしま雅子後援会	加藤 治	主たる事務 の所在地	名取市美田園三 一五一九	名取市美田園七 一八八六	令和六年 二月一日
○宮選管告示第六十一号						○宮選管告示第六十一号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。						政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。					
令和六年五月二十四日						令和六年五月二十四日					
宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人						宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人					

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

相沢くにご後援会

小野 陽子

令和六年三月三十一日

岩佐てつや後援会

星 辰夫

令和六年三月十三日

遠藤みつ子後援会

遠藤美津子

令和六年四月十二日

木村晴夫後援会

木村 晴夫

令和五年十二月三十一日

熊谷まさひろ後援会

熊谷 雅裕

令和五年十二月三十一日

勝栄会

勝沼 栄明

令和五年十二月三十一日

沼田長一後援会

佐藤 富夫

令和六年三月三十一日

はじめ会（浅野元後援会）

浅野 衛

令和五年十二月三十一日

久勉後援会

高橋 俊吾

令和五年十二月三十一日

布田一民後援会

武蔵谷 博

令和六年三月三十一日

保科善一郎後援会

成沢 一男

令和五年十二月二日

未来へ、いのちをつなぐ石巻の会

山崎 信哉

令和六年二月二十五日

門間純一後援会

門間 純一

令和六年三月三十一日

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

（その他の政治団体）

岩佐てつや後援会

報告年月日 6. 3. 13（6. 3. 13解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

熊谷まさひろ後援会

報告年月日 6. 3. 27（5. 12. 31解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

（資金管理団体）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

遠藤みつ子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤美津子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 川崎町議会議員

報告年月日 6. 3. 12（6. 4. 12解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

勝栄会

資金管理団体の届出をした者の氏名 勝沼 栄明

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市長

報告年月日 6. 3. 22（5. 12. 31解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

（その他の政治団体）

相沢くにご後援会

報告年月日 6. 4. 12（6. 3. 31解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

岩佐てつや後援会

報告年月日 6. 3. 13（6. 3. 13解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

<p>木村晴夫後援会 報告年月日 6. 2. 16 (5. 12. 31解散)</p>		<p>保科善一郎後援会 報告年月日 6. 4. 2 (5. 12. 2解散)</p>	
1 収入総額	67,550	1 収入総額	3,678
前年繰越額	67,550	前年繰越額	3,678
2 支出総額	0	2 支出総額	3,678
<p>熊谷まさひろ後援会 報告年月日 6. 3. 27 (5. 12. 31解散)</p>		<p>政治活動費</p>	
1 収入総額	0	組織活動費	3,678
2 支出総額	0	政治活動費	
<p>沼田長一後援会 報告年月日 6. 2. 27 (6. 3. 31解散)</p>		<p>未来へ、いのちをつなぐ石巻の会 報告年月日 6. 3. 13 (6. 2. 25解散)</p>	
1 収入総額	0	1 収入総額	1,265,673
2 支出総額	0	前年繰越額	1,243,214
<p>はじむ会 (浅野元後援会) 報告年月日 6. 4. 26 (5. 12. 31解散)</p>		本年収入額	22,459
1 収入総額	0	2 支出総額	469,484
2 支出総額	0	3 本年収入の内訳	
<p>久她後援会 報告年月日 6. 3. 15 (5. 12. 31解散)</p>		個人の党費・会費	18,500 (37人)
1 収入総額	0	寄附	3,955
2 支出総額	0	個人分	3,955
<p>布田一民後援会 報告年月日 6. 3. 5 (6. 3. 31解散)</p>		その他の収入	4
1 収入総額	999,676	一件十万円未満のもの	4
前年繰越額	999,676	4 支出の内訳	
2 支出総額	945,000	経常経費	61,554
3 支出の内訳		備品・消耗品費	51,254
政治活動費	945,000	事務所費	10,300
組織活動費	480,000	政治活動費	407,930
選挙関係費	80,000	機関紙誌の発行その他の事業費	407,930
その他の経費	385,000	その他の事業費	407,930
		5 寄附の内訳	
		〔個人分〕	
		年間五万円以下のもの	3,955
		門間純一後援会	

<p>報告年月日 6. 1. 11 (6. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第六十四号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和六年五月二十四日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体) 遠藤みつ子後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤美津子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 川崎町議会議員 報告年月日 6. 4. 18 (6. 4. 12解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体) 相沢くにご後援会 報告年月日 6. 4. 12 (6. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>岩佐てつや後援会 報告年月日 6. 3. 13 (6. 3. 13解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>沼田長一後援会 報告年月日 6. 4. 2 (6. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>布田一民後援会 報告年月日 6. 4. 1 (6. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 55,000</p> <p style="padding-left: 20px;">前年繰越額 54,676</p> <p style="padding-left: 20px;">本年収入額 324</p> <p>2 支出総額 55,000</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 324</p> <p style="padding-left: 20px;">個人分 324</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 55,000</p> <p style="padding-left: 20px;">組織活動費 55,000</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 324</p> <p>未来へ、いのちをつなぐ石巻の会 報告年月日 6. 3. 13 (6. 2. 25解散)</p> <p>1 収入総額 808,189</p> <p style="padding-left: 20px;">前年繰越額 796,189</p> <p style="padding-left: 20px;">本年収入額 12,000</p> <p>2 支出総額 33,200</p> <p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (24人) 12,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 21,330</p> <p style="padding-left: 20px;">備品・消耗品費 730</p> <p style="padding-left: 20px;">事務所費 1,400</p> <p style="padding-left: 20px;">政治活動費 31,070</p> <p style="padding-left: 20px;">機関紙誌の発行その他の事業費 31,070</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の事業費 31,070</p> <p>門間純一後援会</p>
--	---

報告年月日 6. 4. 26 (6. 3. 31解散)

1 収入総額

2 支出総額

○宮選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

渡辺 重益 宮城県議会議員 黎和会

亘理郡亘理町吉田字小橋一四五

令和六年四月十一日

○宮選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

後藤 咲子 後藤咲子とたね まく会

主たる事務所 仙台市泉区南光台 東一―二―二六

仙台市泉区泉中央 四―二―二

令和六年四月九日

○宮選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

遠藤美津子

遠藤みつ子後援会

令和六年四月十二日

勝沼 栄明

勝栄会

令和五年十二月三十一日

### 人事委員会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―十五―四十六

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第八条中「規則七―十五（勤勉手当）第五条第二項」の次に「又は規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）第二十条第二項及び第三項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。